

山形広域環境事務組合管理者の職務代理者に関する規則

〔平成27年3月〕  
山広環規則第1号

山形広域環境事務組合同規約（昭和43年指令地第2241号）第9条の規定により、  
管理者の職務を代理する副管理者の順序を次のとおり定める。

第1順位 上山市長

第2順位 山辺町長

第3順位 中山町長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。